

こどもの権利侵害としての 児童虐待と支援者支援

～意見聴取等措置の義務化とトラウマインフォームドケアに基づく支援実践～

話題提供

吉村 拓美 氏

(国際基幹教育機構 特任講師/人権問題研究センター 特任研究員/臨床心理士・公認心理師・
社会福祉士・博士(人間科学))

6月17日 (水) 午後2時～4時

大阪公立大学

人権問題研究センター共同研究室

定員 対面 10名 オンライン 100名

事前申込・先着順

参加希望者は人権問題研究センターのホームページお問い合わせフォームより
前日正午までにご連絡ください。(<https://www.omu.ac.jp/orp/rchr/contact/>)
定員に達し次第締め切りとさせていただきます
お問い合わせはセンターまで <https://www.omu.ac.jp/orp/rchr/>

令和4年の児童福祉法改正により、児童相談所における一時保護や入所措置の際、「意見聴取等措置」が義務化されました。これは、こどもを単なる保護の対象ではなく、従来よりも明確に、自らの意見を持つ「権利の主体」として捉える大きな転換点です。しかし、虐待相談対応件数が過去最多を更新し続ける過酷な現場では、支援者が「こどものために」という善意から自己を犠牲にし、時に「ダークサイド（パワーハラスメントやセルフネグレクト）」に陥ってしまうリスクも孕んでいます。

本話題提供では、児童虐待を「権利侵害」の視点から捉え直し、支援者の安全を守りながら質の高い支援を継続するためのトラウマインフォームドケア（TIC）及びメンタライジングの視点を共有します。また、現場で活用されている「CAPの枠組み」や「言葉と絵」といったツールや、支援者支援の実践報告を通じて、多機関連携におけるアドボカシー（権利擁護）の在り方について参加者の皆様とともに学びを深めたいと思います。

無料